

法学研究科

憲法学 大石 眞 教授



研究内容

私が研究しているのは、憲法学という分野ですが、憲法学でもいろいろな分野があって、その中でも3つの分野を大きな柱としてやってきました。1つ目は議会制度。国会や外国の議会の構造などを考察し、そのあり方を考えます。2つ目は宗教制度。政教分離の問題とか、あるいは宗教団体を取り扱う問題とか。日本だと宗教法人法などの法律があって、それを憲法との関係で考えていきます。3つ目は憲法史。日本や外国の憲法の制定過程・背景といった歴史についてです。日本国憲法の条文の解釈をすることはごく当たり前の話ですから、憲法全般をにらみながらの個別領域として以上のように議会制度・宗教制度・憲法史という3本の柱で研究を行ってきました。

どうしてその3つの分野かというと、やはり自分の関心もありますし、あとはいずれも従来あまり研究がなされていなかった分野だったからというのがあります。現在では議会制度・宗教制度・憲法史ともに専攻する研究者も増えてきましたが、私が学生から研究者になった頃は、裁判所、特に憲法訴訟という分野は注目されていたけれども、宗教制度などはほとんどやられていなかった。オウムの問題からにわかに関心が持たれるようになってきましたが、当時はそういった問題もなかった。私自身、他の人と同じことをやっていても仕方ないと思っていましたし、やはり自分の専門の研究領域というものをきっちと身に付けることが研究者としては大事でしょう。そうするとあまり一般的にやられていない分野を穴埋めすることになりますし、埋めることによって学界全体の研究水準の向上を図ることができます。また、法律学には様々な解釈論がありますが、特に憲法では直接書いていないことが出てくる。ゲーテの小説に出てきますが、奥の奥で全体を支配しているもの、統べているものを知りたいという欲求があり

ました。哲学でいうと第一原理にずっとさかのぼる議論ですよ。この研究が面白いと思ったきっかけの1つでもあります。

余談になりますが、昔は政治色が非常に強かった。みんなデモ行進をしたり、安保闘争をしたり。だから憲法をやるというと、政治的な動機で入る人が随分多かったんです。私はそれが嫌いで、当時としてはいわゆる保守派でしたね。角材ヘルメットの連中とは絶えず議論をしていました。もちろん殴り合いはしませんよ。ただ、大学というところは議論・研究をするところだと思っていましたから、政治的な判断で動くということはやはりおかしいという気持ちを持っていました。

京大へ

憲法の教授の先生方を代表して、佐藤幸治先生から直接声をかけていただいて京大に来ました。自分を試してみたいという気持ちもありましたし、やはり声をかけていただき光栄でした。それとちょうど良かったのかなと思うのが、当時の憲法の教授の先生方は先程言った私の専攻分野について、直接はやられていなかった。従来欠けている分野を埋めるという判断もあったんだと思います。法学部は伝統的に東大も京大も純血主義で来たところがありますが、それではどうしても分野によって偏りができてしまいます。ただ、純血主義もマイナスばかりではありません。優秀な人材が育成されると同時に、やはり伝統を背負っていて、それはそれで大事なことだと思います。

授業への工夫

小学校や高校などの先生はちゃんと教育法というのを学んだ上で教壇に立っていますが、私達は研究が主で教え方については素人なんです。だから大学の先生って個性あふれる教

え方をしているんだと思います。私なんかは、べた一つと授業をしても退屈で仕方がないと思っていますから、プロの話し方を実際に聞いて勉強しています。上方落語協会の会長をしている桂三枝さんの独演会にも行きましたが、間の取り方とか掴み方とかはさすがに上手いですね。単に雰囲気をつくるだけではなくて、あのような間の取り方で行くから話が明瞭に伝わる。どれだけ実際の授業で役に立っているかは分かりませんが。

憲法改正の一般的問題

昔はそもそも憲法改正について議論する場すらなかった。例えば、野党の党首でも首相にしても、憲法改正をやった方が良いんじゃないかって言うだけで物議を醸したわけです。国会審議がストップして、にっちもさっちもいかない状態に陥っていた。今は普通に憲法改正について議論を行うことができる。どの国でも憲法について議論しないというのはありえない。しかも国民主権と言っているわけですから、その代表者の集まりである国会で議論するのは当たり前の話です。だから憲法改正をするかしないかを含めて議論するようになったことは良いことでしょう。

そのことを踏まえた上で現在の状況を見ると、私の所感になりますが、憲法9条の議論に偏りすぎなんです。憲法改正の問題は決して9条だけの問題ではない。むしろ9条はほんともいいんですよ。自衛隊とかできて、今さら自衛隊がない方が良いと思っている人はもう圧倒的に少数なんです。現に様々な活動をしていますし、況んやテポドンが飛んでくるかも知れないということを考えると、みんな具体的な自分の問題として考える。昔はそれがなかった。米ソの冷戦構造があって、西側陣営に属している限りは米ソの力の均衡で安全が守られていたわけです。今はそれが

崩れているからどこで何が起こるか分からない。北朝鮮の不審船が入ってきたり、テポドンが発射されたりして、危機管理などを自分達の身近な問題として考えるようになったのは非常に大きい。だからそういう意味では外圧ですよ。国内のいわゆる右派の言論で意識が変わったわけではない。

そして日本の憲法は概して古い。明治憲法は1889年に作られましたが、モデルはせいぜい1850年代のもの。作ったときに既に40年ものギャップがあったわけで、1946年に作られた現在の日本国憲法も基本的には1920年代の憲法です。そうすると制定時で既に20年くらい古いんですけど、今だとさらに60年くらい経っている。となると、かなり古いタイプの憲法だと考えざるをえない。しかも念には念を入れて作ったというよりも、基本的にはマッカーサーのところで1週間そこから基本部分を作ったにすぎない。そういうことを考えても、やはり足りないところや限界があるし、現代憲法とはちよつと言えないでしょう。正直言って日本国憲法を作ったときには国民の自由な意思決定なんて何もなかったわけです。占領されている中だから。その当時を国民主権だと言うのは、とてもじゃないけどフィクション以外の何物でもない。サンフランシスコ平和条約を結んで、独立という占領状態を解除したときに本当は国民投票をやるべきだった。その方が国民が認めた憲法という意識は強かったでしょうね。

制定当時と比べて世の中の状況も変化していますし、それに対応した議論が出てきているのはやはり好ましいことでしょう。

改正への具体的提言

憲法改正の具体的問題について触れると、例えば予算の規定について不備部分があります。国会で予算が成立しなかったらどうなるかという普通は暫定予算で行く。でも暫定予算も成立しないとなるともう手がありません。ドイツやフランスなどの国では予算が

成立しなかった場合について、最終的に政府の判断によると憲法に書いてある。日本国憲法には書いていないからそれができないし、しかも現実にはそういう事態は何度も起こっているわけです。やはり不備部分があるというのは率直に認めた方が良いでしょう。それからプライバシー権というのは条文から直接読み取れるものではなく、解釈でやってきた。しかし一般の国民は条文を読んで、なぜプライバシー権が導き出されるのか分からない。我々には最高裁の判例があつて、解釈の作法も知っているけれども、一般の国民が読んで分からないのなら国民のための憲法とは言えないでしょう。もう少し国民一般がアクセスできるようなリーダブルな憲法の方が良いような気がします。

私が強く主張したいのは、もっと両院制のあり方について議論されるべきだということ。日本の両院制は明らかにおかしい形になっています。衆議院も参議院も直接国民が選ばれるわけですが、同じように直接選んだからといって同じだけの権限を持っているわけではなく、参議院の方が少し弱い。他の議院内閣制の国と同じように弱いかというと、法律を定めるときにはうんと強い。衆議院である政党が圧倒的な多数を占めているとすると、その政党の掲げた政策を達成するのが国民に対する政治的な義務ですね。ところが、参議院での勢力が弱いと最初から連立政権を組まざるをえないという構造になる。しかも直接選挙でやっていますから、衆議院で選んでいる首相が参議院の選挙結果で党首辞任、さらに首相までも辞職せざるをえないということが現実には起こっている。どう見ても国政の運営がおかしい。いわゆる議院内閣制の普通の動き方と違うんですよ。そのこの自覚がないまま制定以来ずっときているのは問題と言えるでしょう。憲法改正をしようすると当然参議院の決議も経なければならないんですが、参議院の力を弱めると言うとなかなか参議院が賛成しないでしょうね。そうするといつまで経っても変わらないということになります。衆議院に表れた国民の意思が第一義的なものだと考えるなら、参議院は一步引いた形で考えるのが普通で、現にどこの国でもそうになっている。政治のダイナミズムを和らげるために、参議院が衆議院にブレーキをかけることは大切なのですが、衆議院でやろうとしたことをことごと



◀研究室の本棚（木製の本棚が先生のこだわり）

く潰していくと、昔の衆議院と貴族院との関係になってしまう。そのような関係になると、今度は国民から見放される。今でも半分見放されているから投票率が低いでしょう。この両院制のあり方についての問題は9条とかの問題よりも遙かに重要だと思います。選挙制度の改革も併せて必要になってくるでしょう。

他は、環境権を具体的権利ではないけれども国家目標として明文に定める案などがありますが、こういったことはどこの政党も言っていることで、現代憲法の主な流れはたいはい押さえられています。ただ、裁判所、地方自治、両院制のあり方、あと財政についてはどこの政党でも不勉強ですね。

メッセージ

みなさん適切な政治的関心を持ったら良いと思います。中央・政界の動きについてどうでもいいと思うのではなく、ある一定の距離を保って関心を持っているというのは非常に大事。永田町や霞ヶ関では見えないものがこちらで見えるかも知れません。関心を持つときに必ず何らかの情報が存在するはずですが、問題はその情報が適切な情報か、多様な情報かということ。1つの情報だけに頼って議論をすると足下をすくわれるし、多様な情報を持って正確なものを射るというのは大事なことです。いい情報、いい本、いい友達を得るための環境として京都は申し分ない。洗練される機会とその素質はあるわけだから、十分にそれを生かせるようになると良いですよ。もちろん中央省庁を動かすのがベストではなく、いろんな方面でそれぞれの能力を生かしたら良いと思います。洗練された中身というのはどこでも通用しますからね。

——ありがとうございました。

京都大学 法学研究科 大石 眞 教授

<略歴>

- 1951 宮崎県生まれ
- 1974 東北大学法学部卒業
- 1975 東北大学法学部助手
- 1979 國學院大学法学部講師
- 1988 千葉大学法経学部助教授
- 1990 九州大学法学部助教授
- 1993 京都大学法学部教授
- ～現在に至る



はみだし
すてーじ

自転車に乗りながら歯磨きをしている人を見ました。妙に感心、感動。
⇒きっと目まぐるしく回り続ける日本社会に適応した人なのでしょう。

(職 おけいはん組)
(適応してみたい人はぜひともチャレンジを；編)